

令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画 掲載事業一覧

※事業の始期及び終期は、令和7年10月31日(国への計画提出)時点のもの

※「実施計画No.1~4」については、市町村事業のみが該当するため該当事業なし

通番	実施計画No.	部局	担当課	交付金事業名	国経済対策	推奨事業メニュー	総事業費(千円)	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期	成果目標(可能な限り定量的指標を設定)	実施状況の公表等について(HP、広報紙など)	備考1(重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野)
1	5	保健福祉部	保健福祉課	医療・福祉施設等食材費高騰対策応援事業	米国閑税措置	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	282,335	①米をはじめとする食材費高騰の影響を受けながらも、サービス維持に向け運営を続けている医療・福祉施設に対し、食材費の高騰分に相当する応援金を支給する。 ②③ (1)医療・福祉施設等食材費高騰対策応援事業 282,335千円 i 応援金(250,778千円) ・支給額: 入所系施設=定員1人につき3千円×60,839人=182,517千円 通所系施設=定員1人につき1千円×68,261人=68,261千円 ii 申請受付等の民間事業者への委託料等(31,557千円) ・委託料:31,537千円 ・報償費:10千円×2人=20千円 ④食材費の高騰分を負担し食事を提供する医療施設、児童福祉施設、障がい福祉施設、高齢者福祉施設及び救護施設	R7.7	R7.11	対象施設の応援金受給率(100%)	県HP	医療(食材費関係)
2	6	経済労働部	産業政策課	LPガス料金高騰緊急対策支援事業(家庭向け支援)	米国閑税措置	③消費下支え等を通じた生活者支援	412,225	①LPガス料金が依然として高止まり傾向にあることから、物価高騰対策事業として、国の支援対象となっていないLPガス料金について、一般家庭における経済的負担の軽減を図るため、販売事業者による値引きを支援する。 ②③ (1)家庭向け支援 412,225千円 i 補助金(366,000千円) ・件数:36.6万件 ・支援期間:3か月分(R7.9~11月使用分) ii 県LPガス協会の事務費(46,225千円) ④一般家庭を対象にLPガス料金の値引きを行う販売事業者(事業の効果を享受するのは一般家庭) ※県LPガス協会を通じた間接補助	R7.7	R7.12	家庭用LPガス10m <sup>3</sup> 小売価格(愛媛県平均額)を高騰前(R2.4~R4.2)の水準まで低減させる(7,920円/10m <sup>3</sup> )	県HP	LPガス
3	7	経済労働部	産業政策課	LPガス料金高騰緊急対策支援事業(事業者向け支援)	米国閑税措置	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	48,431	①LPガス料金が依然として高止まり傾向にあることから、物価高騰対策事業として、国の支援対象となっていないLPガス料金について、県内企業における経済的負担の軽減を図るため、販売事業者による値引きを支援する。 ②③ (1)事業者向け支援 48,431千円 i 支援金(43,000千円) ・件数:1.7万件 ・支援額:月使用料の区分に応じて3段階の支援額(3か月分相当額) 300m <sup>3</sup> 未満の場合1,000円 300m <sup>3</sup> 以上3,000m <sup>3</sup> 未満の場合8,000円 3,000m <sup>3</sup> 以上の場合80,000円 ii 県LPガス協会の事務費(5,431千円) ④業務用施設を対象にLPガス料金の値引きを行う販売事業者(事業の効果を享受するのは業務用施設) ※県LPガス協会を通じた間接補助	R7.7	R7.12	事業に参加した県内LPガス販売事業者の割合(100%)	県HP	LPガス
4	8	経済労働部	産業政策課	特別高压電気料金高騰緊急対策事業	米国閑税措置	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	54,214	①特別高压電気料金が依然として高止まり傾向にあることから、電力使用量に応じた支援金の支給を行い、国の支援対象となっていない料金高騰の影響を受ける中小企業等を支援する。 ②③ (1)特別高压電気料金高騰緊急対策事業 54,214千円 i 支援金(54,000千円) ・支給要件:R4年2月と比較して、支援を受ける月の電気料金単価が1.0円/kWh以上増加していること ・支給対象:30社程度 ・支援期間:3か月(R7年7~9月使用分) ii 県直営執行に要する調査旅費等の事務費(214千円) ④特別高压電力を利用する中小企業者等(工業団地・商業施設内の事業者を含む) ※公立施設、発電施設を除く	R7.7	R7.12	支援を受けた中小企業等(想定30社)の経営継続率	県HP	特別高压
5	9	教育委員会	特別支援教育課	特別支援学校給食費等高騰緊急対策事業	米国閑税措置	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	5,899	①特別支援学校の給食費及び寄宿舎食費に係る保護者の負担を増やすことなく、学校給食等の十分な栄養バランス及び量の維持を図るため、物価上昇の影響を受けている食材費高騰部分について支援を行う。ただし、教職員の給食費に係る支援は除く。 ②③ (1)特別支援学校給食費等高騰緊急対策事業 5,899千円 i 対象経費:給食及び寄宿舎食の食材費高騰部分 ※保護者が負担する単価についてR4年度とR7年度の差額により算出 ii 対象期間:令和7年4月~令和8年3月 iii 対象: (給食費) 本校5校、分校1校 (寄宿舎食費) 6校 iv 児童生徒数: 684人 v 辅助率: 10/10 ④特別支援学校の児童生徒を対象に各特別支援学校の給食運営委員会等(事業の効果を享受するのは特別支援学校の児童生徒)	R7.4	R8.3	物価高騰により給食費が増加しなかった保護者の割合(100%)	県HP	給食
6	10	保健福祉部	長寿介護課	訪問介護事業所等緊急支援事業	米国閑税措置	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	59,968	①訪問介護事業所等は、高齢化や人手不足の影響に加え、燃料価格等高騰や介護報酬の減額改定の影響等により厳しい経営状況にある。そのような中、サービス維持に向け運営を継続している事業所等に対して、緊急的に支援金を支給する。 ②③ (1)訪問介護事業所等緊急支援事業 59,968千円 i 支援金(54,094千円) ・基本額(全事業所に対して支給): 7,1事業所につき38千円×470事業所=17,860千円 ii 訪問介護員1人につき12千円×常勤換算(平均)6.4人×470事業所=36,096千円 ・加算額(中山間地域等の加算を受ける事業所に対し訪問介護員1人につき加算): 加算額=加算額1千円×常勤換算(平均)4.6人×30事業所=138千円 ii 申請受付等の民間事業者への委託料(5,874千円) ④県内に所在する訪問介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	R7.11	R8.3	対象事業所の支援金受給率(100%)	県HP	介護サービス事業所・施設等

令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画 掲載事業一覧

※事業の始期及び終期は、令和7年10月31日(国への計画提出)時点のもの

※「実施計画No.1~4」については、市町村事業のみが該当するため該当事業なし

通番	実施計画No.	部局	担当課	交付金事業名	国経済対策	推奨事業メニュー	総事業費(千円)	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期	成果目標(可能な限り定量的指標を設定)	実施状況の公表等について(HP、広報紙など)	備考1(重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野)	
7	11	経済労働部	経営支援課	清酒用原料米高騰対策支援事業	米国関税措置	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	66,755	①清酒の原料となる酒米の価格高騰等により経営が圧迫される小規模な酒蔵の経営安定化を図るため、酒米購入費用の一部を支援する。 ②③ (1)原料米購入支援事業 66,523千円 i 补助金(66,200千円) ・事業主体: 愛媛県酒造組合 ・補助対象: 愛媛県酒造組合の組合員が購入したR7年産清酒用原料米代のうち、R6年産米からの価格上昇分の一部を組合員に支給するための経費 ii 組合事務費(323千円) (2)酒蔵訪問に係る旅費、電話代及び消耗品購入に要する事務費 232千円 ④清酒の生産体制を維持するとともに、次のいずれかに取り組む中小企業等の酒蔵であること。 i 生産性向上 ii 価格転嫁 iii 販路開拓・拡大 iv 付加価値向上 v その他経営力強化に資する独自の取組 ※具体的な取組の計画を作成し、報告を要する	R7.10	R8.3	本事業によりR6年度の売上を維持する酒蔵の割合(20%→60%) ※売上を維持する酒蔵を見込みから3倍増加させる	県HP	酒蔵	
8	12	経済労働部	経営支援課	円滑な価格転嫁推進事業	米国関税措置	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	11,639	①県内中小企業等の持続的な発展と貢上げの定着を図るため、物価上昇に対する適正な価格転嫁の実現に向けた取組を支援する。 ②③ (1)専門家派遣事業 10,225千円 ・内容: 中小企業診断士が価格転嫁交渉に向けた事業者の取組を伴走支援 i 経営状況や原価管理に関するヒアリング、価格設定の助言 ii 交渉に向けた必要書類の作成補助 iii 価格交渉後のフォローアップ ・派遣回数等: 1社あたり3回×50社(ヒアリング・助言、交渉準備、フォローアップ) ・スケジュール: R7.10 契約締結、派遣先企業の公募開始 R7.11～ 中小企業診断士の派遣(先着順) R7.03 事業終了 ・委託先: 愛媛県中小企業診断士協会 (2)価格転嫁推進セミナー 1,297千円 ・時期: R8.02 ・場所: 中予地区(オンライン併用) ※50人程度 ・内容: 価格交渉に向けた実践的なスキルの習得、価格転嫁に係る各種制度、支援内容の紹介・説明 等 ・委託先: 愛媛県中小企業診断士協会 (3)事業調整に係る旅費、公用車使用料及び消耗品購入に要する事務費 117千円 ④ (1)(2)県内中小企業・小規模事業者	R7.10	R8.3	本支援を機に価格転嫁策に着手し成果があつた事業者の割合(100%) ※全ての支援先が成果を上げる	県HP	対象分野に関連しない	
合計							941,466							